
Ⅱ 教員の人事

1. 教員組織

(1) 教員組織

全学の教員数は、2020年（令和2）9月1日現在で、学長を含め200名である。その内訳は、学長1人、工学部146人、看護学部53人、大学院には、それぞれ工学部の教員が兼務の形で所属している。

年度別の教員数を資料4.3に示す。

(2) 客員教授

客員教授制度の趣旨は、工学及び看護学などの分野で活躍する者を客員教授又は客員准教授として招聘することにより、学生の資質の向上を図るとともに学内研究者との学術交流に資し、又は広い視野に裏打ちされた幅広い人材の育成を図ろうとするものである。委嘱する内容は、特別講演、教授、研究又は大学院工学研究科及び富山県産業技術研究開発センターの間で合意した連携大学院における研究指導等である。

客員教授等の選任は教育研究審議会の議により学長がこれを行い、学長は、理事長に委嘱を申し出る。客員教授等の任期は1年で、再委嘱を妨げない。委嘱した客員教授を資料4.4に示す。

(3) 非常勤講師

委嘱する非常勤講師は教務委員会が承認した上で、理事長が委嘱する。また、本学教員が非常勤講師として出講するには理事長の承認が必要である。その要件は次のとおり。

出講の要件：毎週2回を超えず、かつ、8時間を超えてはならない。ただし、本学の休業日における集中講義その他学長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

委嘱した非常勤講師を資料4.5に示す。

(4) 教育補助者

大学院博士前期課程及び博士後期課程の学生が教員の補助者として従事するティーチング・アシスタント（TA）制度を1996年度から設けている。この制度は、大学教育の充実を図ることと学生に対して指導者としてのトレーニングの機会を提供することを目的としている。

この他に、大学院博士後期課程在学学生を研究プロジェクト等に研究補助者として参画させるリサーチ・アシスタント（RA）制度も設けている。

また、2016年度には、新たに、学部の学生が教員の補助者として従事するスチューデント・アシスタント（SA）制度を設けた。

ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）及びリサーチ・アシスタント（RA）の状況を資料4.6に示す。

(5) 名誉教授

学長、副学長又は教授として退職した者で、教育上又は学術上特に顕著な功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与する。学長は、各学部の教授会において、教授3名以上の連名で推薦される候補者について、当該教授会の議を経て称号の授与を決定する。これまでに授与された名誉教授を資料4.7に示す。

2. 教員の選考

教員の選考（採用及び昇任をいう。大学院については、担当教員の就任の選考をいう。）決定の過程と選考機関について以下に述べる。

(1) 人事方針

理事長は、理事会の議を経て学科及び研究科ごとにおける教員の配置に関する方針（以下「人事方針」という。）を定める。学長は、理事長に人事方針を定めるに当たり意見を述べることができる。理事長は教育研究審議会に対し、策定した人事方針を通知するものとする。

(2) 教員選考委員会

教員の選考については、教員選考委員会の審査を経るものとする。同委員会は、工学部については、工学部長、主任教授、当該学科（教養教育センターは1学科とみなす。）の教授間で互選された教授2名及び他の学科ごとに教授間で互選された教授各1名をもって構成し、委員長は、工学部長が務める。また、看護学部については、看護学部長、看護学科長、看護学部の教授をもって構成し、委員長は看護学部長が務める。委員会の開催には、構成員の3分の2以上の出席が必要である。議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(3) 大学院工学研究科教員選考委員会

大学院工学研究科の選考については、同科に教員選考委員会を置き、その審査を経るものとする。同委員会は、工学研究科長、当該専攻の教授間で互選された教授3名及び他の専攻ごとに教授間で互選された教授各2名をもって構成し、委員長は、工学研究科長が務める。委員会の開催には、構成員の3分の2以上の出席が必要である。議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(4) 教育研究審議会

教育研究審議会は、教育選考委員会及び大学院工学研究科教員選考委員会の審査結果に基づき審議を行う。学長は、教育研究審議会の審議結果に基づき教員を選考する。学長は、教員を選考したときは、教員の採用を理事長に申し出る。大学院における教員の選考については、教育研究審議会の審議により決定される。